

# 報 告

本委員会は、一般職の職員（技能職員及び企業職員を除く。以下「職員」という。）の給与の実態を把握するとともに、職員の給与決定の諸条件等について調査研究を行ってきたが、その結果の概要は、次のとおりである。

## I 民間給与との較差に基づく給与改定

### 1 職員の給与の状況

本委員会が令和 5 年 4 月 1 日現在で実施した「職員給与実態調査」によると、職員数は12,464人であり、その平均年齢は41.5歳、平均経験年数は18.9年、男女別構成は男性53.5%、女性46.5%、学歴別構成は大学卒86.8%、短大卒3.5%、高校卒9.6%、中学卒0.1%となっている。（参考資料第 1 表・第 2 表）

職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、研究職、医療職及び教育職の 5 種 9 給料表の適用を受けており、これら職員の平均給与月額は376,447円、このうち、行政職給料表適用者の平均給与月額は、給料324,478円、地域手当11,321円、給料の特別調整額7,478円、扶養手当8,037円、住居手当5,611円、その他260円、計357,185円となっている。（参考資料第 3 表）

### 2 民間給与の状況

#### (1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所458事業所のうちから、層化無作為抽出法によって147事業所を抽出し、「令和 5 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査の一環として、民間事業所における家族手当及び在宅勤務手当の支給状況、賞与等の特別給の支給状況について調査した。また、給与改定の状況や高齢者雇用施策の状況等についても調査を実施した。

## (2) 給与改定の状況

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果のうち、まず、新規学卒者（事務員と技術者に限る。）の採用を行った事業所の割合は、大学卒で34.0%（昨年35.1%）、高校卒で26.8%（同26.5%）となっており、そのうち大学卒で64.6%（同39.3%）、高校卒で63.8%（同40.2%）の事業所において、初任給が増額となっている。（参考資料第15表）

給与改定の状況は、一般の従業員でみると、ベースアップを実施した事業所の割合は57.4%（昨年33.7%）、ベースアップを中止した事業所の割合は1.2%（同7.6%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同0.0%）となっており、ベア慣行がない事業所の割合は41.4%（同58.7%）となっている。同じく一般の従業員でみると、定期昇給を実施した事業所の割合は91.8%（昨年92.4%）、定期昇給を中止した事業所の割合は0.0%（同1.0%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は27.7%（昨年27.4%）、減額となっている事業所の割合は2.2%（同5.9%）となっている。（参考資料第25表）

## 3 本年の職員の給与と民間給与との比較

### (1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務にあっては行政職、民間にあってはベースアップの中止等を行った企業も含め公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の職務に従事する者について、役職段階、学歴及び年齢が対応すると認められる者の本年4月分の相互の諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、民間給与との比較対象である県職員の平均給与月額が360,942円、民間従業員の平均給与月額が363,998円となり、職員の給与が民間給与を3,056円（0.85%）下回っている。（参考資料第26表）

### (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与

等の特別給は、所定内給与月額 $4.49$ 月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 $(4.40)$ 月を $0.09$ 月分上回っている。

(参考資料第20表)

#### 4 物価及び生計費

総務省による本年4月における高松市の消費者物価指数は、昨年4月に比べ $2.4\%$ 上昇している。(参考資料第28表)

また、本委員会が総務省の家計調査を基礎に算定した本年4月における高松市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ $110,460$ 円、 $152,775$ 円及び $195,092$ 円となっている。(参考資料第27表)

#### 5 職員の給与と国及び他の都道府県職員の給与との比較

令和4年4月1日現在における国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給とこれに相当する本県の行政職給料表適用職員の給料を、学歴別、経験年数別に比較すると、国家公務員の俸給月額を $100$ とした場合の本県職員のラスパイレス指数は $98.9$ 、全都道府県職員の平均指数は $99.8$ となっている。本県職員の給与水準は $47$ 都道府県中 $38$ 位であり、全国平均を下回っている。

(総務省「令和4年地方公務員給与実態調査」)

#### 6 本年の給与の改定等

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

本年の職種別民間給与実態調査においては、初任給の増額やベースアップを実施した事業所の割合が昨年より増加している。また、ベースダウンを実施した事業所はなく、定期昇給を実施した事業所の割合が高いことが明らかとなった。

3の(1)のとおり、本年の民間給与との較差について、職員の給与と民間給与とを比較したところ、職員の給与が民間給与を $3,056$ 円 $(0.85\%)$ 下回っていることが判明した。

また、3の(2)のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 $(4.40)$ 月が、民間の特別給の年間支給割合(月数)を $0.09$ 月分下回っていることが判明した。

本委員会は、給与に関する諸事情を慎重かつ総合的に検討した結果、職員の給与について次のように改定等を行うことが必要であると認める。

### (1) 給料表

行政職給料表については、本県においても、本年の民間給与との較差の大きさ及び民間の初任給を中心とする若年層の状況等を踏まえ、人事院勧告における俸給表に準じて、若年層が在職する号給に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定を行うこととする。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行うこととする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであるから、同月に遡及して実施することとする。

### (2) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表(一)の改定状況を踏まえ、人事院勧告に準じて改定することとする。

また、獣医師については、採用者数が採用予定人数に達しない状況が続いている中、高病原性鳥インフルエンザが頻繁に発生するなど、その必要性は一層高まっている。

このため、人材確保の観点及び他の都道府県の状況を踏まえ、獣医師に対する初任給調整手当の引上げを行うこととする。

### (3) 特殊勤務手当

国においては、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更されることに伴い、特殊勤務手当の特例を定めた人事院規則を一部改正し、同感染症対策業務に係る防疫等作業手当の特例を廃止するとともに、今後、同感染症の変異株が新型インフルエンザ等に該当し、再び同様の手当を措置する必要性が生じた場合に適用できる特例を整備したところである。

本県においても、これまで国に準じて当該業務に係る特殊勤務手当を措置し

ており、国及び他の都道府県との均衡を図る観点からも、見直しを検討する必要がある。

#### (4) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和6年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定めることとする。また、特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

#### (5) 在宅勤務等手当

本年の人事院勧告において、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員を対象に在宅勤務等手当を新設し、通勤手当に関して所要の措置を講ずるよう勧告がなされた。

本年の「職種別民間給与実態調査」によると、在宅勤務を実施する事業所のうち、在宅勤務関連手当を支給する事業所の割合は40.5%で、調査を開始した令和3年（25.3%）に比べると15.2ポイント増加しており、県内民間企業において在宅勤務関連手当の導入が進んでいる状況にある。

こうした状況を踏まえ、引き続き、職員の柔軟な働き方を推進していくためにも、国の動向を注視しながら、本県においても在宅勤務等手当の新設等について検討する必要がある。

#### (6) その他

今後の給与制度について、昨年的人事院報告では、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」として、「俸給表の構造、初任給・昇格・昇給の基準、各種手当など、給与制度について様々な側面から一体的に取り組を進めていくこ

とし、令和5年夏に具体的な措置についての骨格案を示すことができるよう検討を進める」旨、言及がなされた。

これを受け、本年の人事院報告においては、初任給や係員級の俸給額の引上げ、扶養手当等の見直しなど、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案が示されるとともに、それらの措置が講じられるよう、関係者と意見交換を行いつつ、一体的に検討作業を進めることとされている。

一方、本県の給与制度は、これまでも国に準じた制度を基本としており、国及び他の都道府県との均衡を図る観点からも、今後の国の検討状況や他の都道府県の動向等を注視しつつ検討を進める必要がある。

## II 人事管理

### 1 多様で有為な人材の確保と組織パフォーマンスの向上に向けた人材の育成

#### (1) 優秀で多彩な人材の確保

少子化が進み、我が国の人口が減少していく中、大都市圏、地方を問わず、人材の確保は喫緊の課題となっている。これまでは、官民ともに、新卒一括採用、終身雇用という雇用慣行であったものが、現在は、公務職場においても中途採用が一般的に行われている。さらに、都市部の大企業を中心に、テレワークとフレックスタイム制を活用した「時間と場所」に囚われない柔軟な働き方や、副業・兼業により勤務先が複数あるといった働き方が広がってきている。また、離職者を貴重な人材リソースと捉えて良好な関係を構築し、再雇用する「アルムナイ制度」や、自社の従業員から、求める人材に見合った友人や知人を紹介してもらい、採用選考を行う「リファラル採用」を導入するなど、いわゆる「人材の流動化」に、より適応した動きも見られるところである。

こうした中、地方においては、少子化に加え、大都市圏への人口流出も続いており、県勢を将来にわたって発展させるためには、民間企業の先進的な取組についても意を用い、研究に努めながら、あらゆる手法を使って組織を支える多様で有為な人材を広く県内外から確保するとともに、人材育成を進めていくことが肝要である。

本県においては、任命権者と連携し、インターンシップの実施のほか、採用説明会や学校訪問等の募集活動、ソーシャルメディアをはじめ様々な広報媒体

を活用した情報発信、東京での採用試験の実施、採用試験のスケジュールや実施方法の見直し等の取組を行ってきたところである。

しかしながら、若年層の人口減少が進み、人材の確保に向けた競争が、官民の間はもちろん、国や地方公共団体の間においても激化していることなどから、近年、採用試験の受験者は減少傾向にある。

そのような中、次代の県政を担う優秀で多彩な人材の確保に向けて、募集活動や広報活動の一層の充実・強化を図る必要がある。近年、学生の側では就業意識の多様化や勤務環境への関心の高まりが見られるなど、新卒者の採用を巡る状況が変化していることも踏まえ、本県の行政に携わることの魅力ややりがいについて、これまで以上にイメージ戦略を重視しながら積極的に情報発信を行うとともに、職員に対するキャリア形成支援や働き方改革への取組についても情報発信を行うなど、より訴求力を高めるための創意工夫が求められる。

とりわけ、技術系職員については、民間企業や国家公務員との間で人材獲得が競合する中、人材を確保することが困難な状況が継続しているため、本県の施策や技術系の仕事の魅力等を学生等に伝えられるようリクルーター制度を構築するなど、採用広報活動の一層の充実を図るほか、多様なキャリアパスの在り方の研究にも取り組んでいく必要がある。また、任命権者においては、これまでも民間経験者等の採用試験の内容を随時見直し、令和元年度からは、「職務経験者型採用選考試験」として実施してきており、人事委員会においても、令和2年度から、県職員等採用試験（大学卒業程度・一般行政事務）については、より幅広い層から優秀で多彩な人材を確保するため、主として民間企業との併願を考えている学生など、特別な公務員試験対策を行っていない者も受験しやすい試験内容とする採用枠を設けたほか、昨年度からは、県職員採用候補者の辞退への対応として、追加合格の制度を導入したところである。

今後とも、優秀な人材を確保するため、少子化や人材獲得競争の激化に伴う受験者の減少など社会情勢の変化を踏まえ、採用試験の実施方法等について、任命権者と連携して、国の有識者会議における今後の議論の状況や他の都道府県の状況も参考にしながら幅広く検討し、受験しやすい環境の整備に引き続き取り組んでいくことが必要である。

また、県において質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保し、

組織の活力維持を図るためには、定年延長に伴う定年引上げ期間中においても、一定の新規採用職員を継続的に確保する等、職員の年齢構成や退職者数等の見通しを踏まえた中長期的観点からの定員管理にも努める必要がある。

なお、採用に関する広報・啓発活動については、状況に応じ、対面方式での実施に加え、参加者にとって移動の費用や時間がかからない等のメリットがあるオンライン方式の活用など、引き続き、より効果的な開催方法を検討の上、実施していく必要がある。

## (2) 人材の育成

組織のパフォーマンスを向上させるためには、職員の主体的な成長を促進するための取組が重要である。

任命権者においては、これまで人事評価を通じて職員の能力や適性を把握し、長期的な人材育成を視野に入れながら計画的な人事配置を行うとともに、職員研修の受講機会の確保や職員育成面談の推奨など、人材育成の着実な実施に取り組んできたところである。

今後、社会経済情勢の変化等により県政を取り巻く環境が一層厳しくなる中、複雑・多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応していくためには、職員のキャリア形成の支援が重要であり、任命権者において、これまで以上に多様な業務を経験する機会の付与を通じた人材育成を行う必要がある。また、豊富な経験や知識を有する職員から若手職員への技術継承を一層推進するとともに、職員研修の受講機会の拡充や資格取得の支援を行うことにより、職員の専門能力を向上させるほか、職員が自身のキャリア形成について考え、自らが身につけるべき能力を把握し、自己啓発に取り組む意欲を醸成するための環境整備をさらに進めることが求められる。さらに、部下職員のキャリア形成・成長を支援する幹部・管理職員等のマネジメント力の向上が不可欠である。

研修においては、テレワークにも対応したオンライン方式を活用するなど、より柔軟性のある手法についても、さらに拡充していく必要がある。加えて、行政機関のデジタル化の推進の担い手となるデジタル人材の確保・育成といった課題にも、本県の実情に応じて、取り組んでいく必要がある。

また、本県においては、新規採用職員に占める女性の割合が他の都道府県に



比べて高い状況にあることから、性別を問わず、職員が将来高い職責を担うことを見据えた業務分担や職域拡大に取り組むなど、キャリアアップへの動機づけを行うことにより、性別を問わず管理職の候補となる職員の人材の層を厚くしていくことが重要である。

### (3) 人事評価の適切な実施と活用

組織がパフォーマンスを最大限に発揮するためには、職員の主体的な成長や活躍を支援することと併せて、職員個人の成長を組織としての課題解決能力の向上につなげていくためのきめ細かい人事管理が重要になる。

人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる客観性・透明性の高い制度として法定化され、人事評価の結果については、能力・実績に基づく人事管理を徹底する観点から、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされている。

本県においては、平成12年度から現行の人事評価制度を運用しており、任命権者において、勤務実績の給与への反映等に活用するとともに、実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行ってきたところである。

今後も、人事評価制度を円滑かつ適切に運用するためには、より公正性や納得性の高い制度としていくことが重要である。制度の運用に当たっては、評価者である上司は、在宅勤務のケースも含め、日頃から部下の勤務状況等を十分に把握し、個々の職員の公務への貢献に応じた評語を付与するとともに、より綿密で丁寧な面談やフィードバック等を行うなど、風通しのよい職場環境づくりを進める中で、上司と部下が信頼関係を深め、この制度を双方にとって実りのあるものとする必要がある。

また、人事評価制度を通じて、より高い意欲と能力を持った人材を育成するとともに、組織全体の活力と公務能率の向上を図り、県民サービスの向上につなげられるよう実施状況を検証するとともに、必要に応じて、制度を改善していくことも重要である。

## 2 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、職員がやりがいを持

って生き生きと働くことができる環境を作るためには、柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進や仕事と生活の両立支援の取組が重要となる。また、働く場としての公務職場の魅力向上のためには、柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進や仕事と生活の両立支援の取組のほか、総実勤務時間の短縮や職員の健康管理対策の推進も含め、Well-beingの土台となる職場環境の整備を図る必要がある。

#### (1) 柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進及び仕事と生活の両立支援

個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする環境を整備するためには、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方の推進や仕事と生活の両立支援の取組を進めることが極めて重要である。

本年の人事院報告では、民間・公務ともに、若年層ほど上司や人事担当者に対して一人ひとりのキャリア志向や業務上の成果への注目・配慮を求める傾向が見られ、職員一人ひとりの状況を踏まえたきめ細かな人事上の対応へのニーズの高まりがある一方で、国家公務員は民間企業従業員に比べて、自らに対する人事評価や人員配置について肯定的に捉える割合が低く、マネジメントへの納得感が低い傾向が見られることから、若年層職員の意識を踏まえたマネジメントの改善が喫緊の課題であるとしている。また、公務における人材マネジメントに係る課題解決の鍵は、Well-beingが実現される環境を整備することにあるとし、より一層柔軟な働き方として、フレックスタイム制の活用により、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することができる職員の範囲の拡大や職員の勤務間のインターバル確保、在宅勤務等手当の新設などを行うこととしている。

一方、本県では、『人生100年時代のフロンティア県』の実現に向けて、職員一人ひとりが、自律的かつ主体的に様々な政策立案やその実行に挑戦することが求められる中、公務職場の在り方を考えるときに、働き方や働くことに対する価値観もライフスタイルの状況を反映して多様化してきていることにも目を向ける必要がある。とりわけ、テレワークやフレックスタイム制といった柔軟な働き方を進めていくことで、「時間と場所」に囚われない、職員一人ひとりの状況を踏まえたきめ細かな対応を可能とすることが極めて重要である。本県

においては、平成27年度から早出勤務・遅出勤務といった勤務時間の弾力的運用を、平成30年度から在宅勤務・モバイルワークといったテレワークを、それぞれ開始し、その後、対象職員を拡大するなど、任命権者において柔軟な働き方の環境整備に取り組んでいるところであるが、フレックスタイム制については導入されていない状況である。本年3月、知事部局では「新しい働き方の推進に関する若手職員の提言」が取りまとめられたが、その中では「フルフレックスタイム制の導入」の提言もなされており、職員一人ひとりの状況を踏まえた柔軟な働き方については、特に中堅・若手の若年層、すなわち子育て中の世代にその要望が強いと考えられる。前述の国における、より一層柔軟な働き方の導入についても、フレックスタイム制の活用によるところが大きいこともあり、本県においても、フレックスタイム制の導入も含めた、より柔軟な働き方を実装するための制度改革について検討を進める必要がある。なお、フレックスタイム制については、職員が極力利用しやすい形態での試行等により、その制度導入に向けた課題やその解決策を精査することが必要である。

職員の仕事と生活の両立支援について、本県ではこれまで、休暇・休業や給与に関する各種制度の整備拡充を実施してきており、男性職員の育児休業についても、任命権者における取組の結果、その取得者数は増加傾向にある。しかしながら、男性職員の育児休業の取得期間は、女性職員と比べ、大半が2か月以下と短期間であることから、引き続き利用促進を図るとともに、利用者が希望する期間を実際に取得できるよう働きかけを行っていく必要がある。

このほか、夏季休暇について、人事院報告では、使用可能期間が業務上繁忙期に当たり、当該期間内に休暇を使用することが困難な職員について、使用可能期間を拡大することとしている。夏季休暇については、国の制度と本県の制度では異なる部分もあるが、国の見直しの趣旨を踏まえ、本県においても、使用可能期間の拡大が必要であると考えられる。

## (2) 総実勤務時間の短縮

長時間労働を是正し、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、職員の心身の健康の保持増進はもちろんのこと、公務の能率的な運営の確保、労働意欲や活力の向上、人材の確保など、様々な観点から、県として優先的に取り組

むべき重要な課題である。

超過勤務については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働基準法等の改正や、国家公務員の超過勤務命令の上限規制に係る人事院規則の改正を踏まえ、本県においても、人事委員会規則により、平成31年4月から、超過勤務命令を行うことができる上限時間等を設定している。

しかしながら、実際には超過勤務の上限を超えるケースが見られ、部局全体における人数割合は、令和4年度においては、前年度と比較するとわずかに減少しているものの、8%弱となっており、特定の所属・職員に超過勤務が集中している状況もある。

任命権者においては、これまでも超過勤務の縮減を図るため、様々な取組を行っているが、こうした状況を踏まえ、引き続き総実勤務時間の短縮に向けた強い取組姿勢を持って、超過勤務の要因分析を行い、その結果に基づいて、業務改善や事務事業の見直しに取り組むとともに、必要な人員の確保や適正な人員配置に努めるなど、総実勤務時間の短縮に向けた取組をより一層進めていくほか、職員が命令を受けずに超過勤務を行うことや、休憩時間を取らずに勤務することがないように、引き続き適切な勤務時間管理を行う必要がある。

また、大規模災害への対処等、重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務については、任命権者において「特例業務」として認めることにより、上限を超える超過勤務を命ずることができるものの、特例業務に係る超過勤務については、上限を超えた部分を必要最小限とすること、職員の健康の確保に最大限の配慮をすること、事後に要因の整理、分析及び検証を行うことが人事委員会規則上求められている。総実勤務時間の短縮については、超過勤務が上限を超えるか否かだけでなく、特例業務による超過勤務も含めた、勤務時間の総量を見据えた取組を進めていく必要がある。本委員会としても、労働基準監督機関としての役割を担っていることを踏まえ、超過勤務命令の上限規制を定めた規則を所管する立場から、引き続き規則の遵守状況の把握に努め、必要に応じて任命権者に対し指導・助言等を行っていく。

年次休暇については、任命権者における積極的な取組の効果もあって、職員一人当たり取得日数は、増加傾向にあり、また、1年間の取得が5日未満の人数の割合も、令和4年は、令和2年と比較すると半分程度にまで減少している。

しかしながら、今なお部局全体で1割程度の職員は、年次休暇の取得日数が5日未満となっている。民間労働法制における年次有給休暇の時季指定に係る措置を踏まえ、年5日の年次休暇の確実な取得が求められるところであり、任命権者においては、引き続き計画的な年次休暇取得を促進するための取組を進める必要がある。

管理職員においては、総実勤務時間の短縮が重要課題の一つであるという認識のもと、リーダーシップを発揮し、定時退庁や年次休暇の取得がしやすい職場環境の整備に取り組むことはもとより、超過勤務の適正な管理と縮減や年次休暇の取得促進に向け、職場における適切な業務配分と計画的な執行に努めるなどマネジメント能力を一層向上させることが重要である。職員一人ひとりにおいても、強いコスト意識を持って、自発的に業務の改善や効率化に取り組むとともに、常に計画的で効率的な業務遂行に努めることが必要である。

とりわけ、教育職員については、その職務と勤務態様の特殊性により、勤務時間の内外を包括的に評価されているが、近年、教育職員に求められる役割が拡大し、これに伴って学校現場における長時間勤務が常態化するなど、その厳しい勤務実態が顕在化している。教育委員会においては、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」として勤務時間管理の対象とするため、条例・規則の整備等を行い、令和2年4月に県立学校教育職員の「時間外在校等時間」の上限を原則月45時間としたところである。

しかしながら、昨年度の状況を確認したところ、月によって、その人数割合には変動があるものの、時間外在校等時間が月45時間を超える者が恒常的に見られ、県立高等学校（県立中学校を含む。以下同じ。）、市町立学校等（小・中学校。以下同じ。）のいずれにおいても、特に4月から6月までの期間は連続して、その人数割合が5割を超えている状況である。また、そのうち最も多い月では、県立高等学校で6割弱、市町立学校等では8割超えとなる月もあった。

文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」にも示されているように、学校における働き方改革は、業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教育職員の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間

や児童生徒に接する時間を十分確保することにより、効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出すことを目指すものであり、次世代を担う子どもの教育の質にも影響を与える重要な課題である。このことを踏まえ、時間外在校等時間が長時間となる教育職員について、その要因の整理、分析及び検証を行い、業務量及び勤務時間・休憩時間の適切な管理をはじめ、教育職員の心身の健康及び福祉の確保のための取組について、引き続き着実に進めていくことが重要である。

### (3) 職員の健康管理対策の推進

職員の心身両面にわたる健康管理は、職員本人とその家族にとってはもちろんのこと、公務の能率的な運営の確保や県民に対する質の高いサービスの提供の観点からも重要な課題である。

任命権者においては、これまでも各種健康診断、健康診断事後指導、カウンセリング、セミナー等の事業を実施し、その内容の充実を図ってきたところであるが、病気休職者の減少には至っておらず、定期健康診断における有所見者の割合は依然として高い水準で推移している。病気休職や在職死亡を未然に防ぐためにも、引き続き、各種診断結果についての適切な指導の機会や職員が相談しやすい環境を充実させることにより、職員自らの健康管理意識を向上させていく必要がある。

とりわけ、メンタルヘルスについては、病気休職者のうち心の病気が原因である者が依然として半数以上を占めていることから、心の不調者の発生防止、早期発見・早期対応、円滑な職場復帰と再発防止といった各段階に応じた対策を引き続き重点的に講じることが重要である。

任命権者においては、これまでも個別相談や研修、長期病休者の円滑な職場復帰支援等の対策を行ってきたところであるが、ストレスチェックを適切に実施し、職員自身のストレスへの気付きやその対処の支援、集計・分析結果の職場環境改善への活用等を通じて、職員が心の不調になることを未然に防ぐとともに、管理職員による部下の健康状態の的確な把握と早期対応を促進する必要がある。

また、長時間労働は、職員の心身の疲労を蓄積させ、心と身体の病気を引き

起こす要因にもなり得ることから、引き続き、超過勤務の縮減に向けた取組を着実に進めるとともに、やむを得ず長時間労働を行った職員に対しては、その健康を確保するため、医師による面接指導等を確実に実施するなど、職員の健康管理に努める必要がある。

さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどのハラスメントについては、心の病気を引き起こす要因となり得るだけでなく、各職場の円滑な業務運営に支障を及ぼすことから、任命権者が定めたハラスメントの防止等に関する方針、要綱等に基づき、ハラスメントの発生を防止するとともにハラスメントが潜在化しないよう、今後とも、意識啓発に取り組み、相談体制を一層充実させるなど、ハラスメントを根絶する強い意志を持って対策を推進していく必要がある。本委員会としても、地方公務員法に基づき、職員からの苦情相談等に引き続き適切に対応していく。

### 3 高齢層職員の能力と経験の活用

少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口の減少が続く中、複雑・高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢層職員の能力と経験を本格的に活用することが不可欠である。

こうした中、定年を段階的に65歳に引き上げるための地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月に可決・成立したことを受け、本県においても関係条例等を整備したところである。

今後、職員構成の高齢化や職員の在職期間の長期化が進行する中、公務の能率的運営を確保するため、また、高齢期における多様な職業生活設計の支援を図る観点からも、職員の気力及び体力の個人差や働き方に対する多様なニーズも考慮しつつ、業務内容や配置、モチベーションの向上施策のほか、給与・任用形態等を含めた高齢期雇用の在り方について、国や他の都道府県、民間の動向等を注視しながら、引き続き検討を行っていく必要がある。

### 4 公務員倫理の徹底

公務員は、全体の奉仕者として、率先して法令を遵守することはもちろんのこ

と、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が強く求められている。

多くの職員は、県民の信頼に応えるべく真摯に日々の職務に精励しているところであるが、一部の職員による公務員としての倫理観を問われるような不祥事の発生は、県民の公務に対する信頼を失墜させるだけでなく、職員全体の士気の低下を招きかねない。

任命権者においては、これまでも不祥事の未然防止に向けた取組が行われているところであるが、引き続き、職場での指導や研修等あらゆる機会を通じて、コンプライアンス（法令や服務規律の遵守）の一層の徹底を図るとともに、職員においては、一人ひとりが、職務の内外を問わず、県民全体の奉仕者として強い使命感と高い倫理観を持って県民の期待と信頼に応えられるよう行動する必要がある。

### Ⅲ 給与勧告実施の要請

人事委員会勧告制度は、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本としつつ、国や他の地方公共団体の職員との均衡等も考慮し、職員の適正な処遇を確保するために設けられたものである。

本勧告においては、職員の給与と民間の給与との較差を解消し、国や他の都道府県との均衡を図る観点から、給料表の改定と期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定等について、所要の措置を講じていくこととした。

議会及び知事におかれては、給与等に関する報告・勧告制度の意義や役割を御理解いただき、速やかに勧告どおり実施されるよう要請する。



## 勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、所要の措置をとられるよう勧告する。

### 1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

### 2 初任給調整手当

- (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を415,600円とすること。
- (2) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,100円とすること。
- (3) 獣医師に対する支給月額の限度を60,000円とし、支給期間の限度を20年とすること。

### 3 期末手当及び勤勉手当

#### (1) 令和5年12月期の支給割合

##### ① ②及び③以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分（特定管理職員にあつては、1.05月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分（特定管理職員にあつては、1.25月分）とすること。

##### ② 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給割合を0.7月分（特定管理職員にあつては、0.6月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分（特定管理職員にあつては、0.6月分）とすること。

##### ③ 特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

#### (2) 令和6年6月期以降の支給割合

##### ① ②及び③以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分(特

定管理職員にあつては、それぞれ1.025月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分(特定管理職員にあつては、それぞれ1.225月分)とすること。

② 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分(特定管理職員にあつては、それぞれ0.5875月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分(特定管理職員にあつては、それぞれ0.5875月分)とすること。

③ 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

#### 4 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、3の(1)については令和5年12月1日から、2の(3)及び3の(2)については、令和6年4月1日から実施すること。

## 別記

## 行政職給料表

職員の分 区	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	

職員の分 区	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
	94		295,900	343,600		394,300				
	95		296,200	344,100		394,600				
	96		296,600	344,500		394,800				
	97		296,800	344,700		395,000				
	98		297,100	345,100		395,300				
	99		297,500	345,500		395,600				
	100		297,900	345,800		395,800				
	101		298,100	346,100		396,000				
	102		298,400	346,500						
	103		298,800	346,900						
	104		299,100	347,300						
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	105		299,300	347,800						
	106		299,600	348,200						
	107		300,000	348,600						
	108		300,300	349,000						
	109		300,500	349,500						
	110		300,900	349,900						
	111		301,300	350,200						
	112		301,600	350,500						
	113		301,800	351,000						
	114		302,000							
	115		302,300							
	116		302,700							
		117		302,900						
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第16条の3に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700		
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000		
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300		
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600		
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800		
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100		
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400		
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700		
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900		
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600			
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900			
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100			

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300			
	90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600			
	91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900			
	92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100			
	93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300			
	94	302,300	325,900	351,900	385,300	417,200				
	95	303,400	327,200	353,400	385,900	417,600				
	96	304,700	328,500	354,800	386,400	418,000				
	97	305,800	329,700	356,100	386,800	418,300				
	98	307,000	331,000	357,300	387,200	418,700				
	99	308,200	332,200	358,400	387,800	419,100				
	100	309,400	333,400	359,600	388,300	419,500				
	101	310,500	334,800	360,700	388,700	419,800				
	102	311,500	335,700	361,800	389,200					
	103	312,500	336,700	362,900	389,800					
	104	313,500	337,800	364,000	390,300					
	105	314,300	338,900	365,200	390,600					
	106	314,900	340,000	365,700	391,000					
	107	315,500	341,000	366,300	391,500					
	108	316,100	342,000	366,900	391,800					
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	109	316,600	343,200	367,500	392,100					
	110	317,100	344,200	368,000	392,600					
	111	317,500	345,200	368,500	393,100					
	112	318,000	346,100	369,000	393,600					
	113	318,800	347,000	369,400	393,900					
	114	319,500	347,900	369,800	394,400					
	115	320,200	348,900	370,400	394,900					
	116	320,800	349,900	370,900	395,400					
	117	321,400	350,900	371,300	395,700					
	118	322,200	351,300	371,800	396,200					
	119	322,900	351,900	372,400	396,700					
	120	323,700	352,500	372,900	397,200					
	121	324,300	352,800	373,100	397,600					
122	324,600	353,200	373,600	398,100						
123	325,100	353,700	374,100	398,500						
124	325,600	354,100	374,500	399,000						
125	325,900	354,500	375,000	399,400						
126			375,500							
127			376,000							
128			376,500							
129			376,800							
130			377,300							
131			377,800							
132			378,300							



職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	133	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	134			378,600						
	135			379,100						
	136			379,500						
	137			379,900						
	138			380,200						
	139			380,700						
	140			381,200						
	141			381,700						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 給料号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700	441,200	
	75	269,600	321,700	390,300	441,700	
	76	270,600	322,700	391,000	442,200	
	77	271,600	323,800	391,700	442,700	
	78	272,600	324,800	392,300		
	79	273,600	325,700	392,900		
	80	274,500	326,600	393,500		
	81	275,500	327,500	394,100		
	82	276,600	328,300	394,700		
	83	277,700	329,000	395,300		
	84	278,600	329,600	395,900		
	85	279,500	330,100	396,400		
	86	280,400	330,600	396,900		
	87	281,300	331,100	397,400		
	88	282,000	331,500	398,100		

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	282,800	331,800	398,500		
	90	283,900	332,300	399,000		
	91	284,900	332,800	399,500		
	92	285,900	333,200	400,200		
	93	286,800	333,500	400,600		
	94	287,700	333,900	401,100		
	95	288,700	334,300	401,600		
	96	289,600	334,700	402,300		
	97	289,900	335,200	402,700		
	98	290,800	335,700			
	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			
	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
116	299,500	344,000				
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表  
ア 医療職給料表 (一)

職員の 区分	職務 の級 の給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	

職員の区分	職務の級 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	89	円	円	円	円
	90		483,800	542,700	
	91		484,400		
	92		485,000		
	93		485,400		
	94		485,900		
	95		486,500		
	96		487,100		
	97		487,600		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職 給料表 (二)

職員の区分	職務の級 給号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	



職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100		
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	407,500		
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	407,800		
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	408,100		
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	408,300		
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400				
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700				
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200				
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600				
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000				
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400				
86		290,700	326,500	347,300					
87		290,900	326,700	347,600					
88		291,100	327,000	347,900					

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	89		291,500	327,400	348,300				
	90		291,700	327,800	348,600				
	91		291,900	328,200	349,000				
	92		292,100	328,600	349,300				
	93		292,500	328,900	349,700				
	94		292,700	329,100	350,000				
	95		292,900	329,500	350,300				
	96		293,200	329,800	350,600				
	97		293,500	330,000	350,900				
	98		293,700	330,300	351,300				
	99		293,900	330,600	351,700				
	100		294,200	330,900	352,100				
	101		294,500	331,100	352,600				
	102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400					
104		295,200	332,000	353,800					
105		295,500	332,200	354,300					
106			332,400						
107			332,800						
108			333,000						
109			333,200						
110			333,600						
111			334,000						
112			334,400						
113			334,600						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	427,900

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職 給料表 (三)

職員の区分	職務の級 給号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	432,300	
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	432,600	
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	432,900	
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	433,300	
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800			
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300			
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700			
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000			
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300			
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800			
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300			
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700			

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
	94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,100		
	95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,600		
	96	285,600	317,800	350,700	368,200	395,000		
	97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,400		
	98	286,800	318,600	351,500	369,300	395,800		
	99	287,400	319,200	352,000	369,800	396,300		
	100	288,300	319,800	352,400	370,300	396,700		
	101	289,100	320,200	352,900	370,900	397,100		
	102	289,900	320,800	353,300	371,400			
	103	290,700	321,400	353,800	371,900			
	104	291,500	321,900	354,200	372,300			
	105	292,100	322,300	354,500	372,900			
	106	292,600	322,800	355,000	373,400			
	107	293,100	323,300	355,400	373,900			
	108	293,500	323,800	355,700	374,400			
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	109	293,700	324,200	356,200	375,000			
	110	294,000	324,600	356,700	375,400			
	111	294,200	324,900	357,200	375,900			
	112	294,500	325,200	357,700	376,400			
	113	294,800	325,500	358,200	377,000			
	114	295,000	325,900	358,700				
	115	295,300	326,300	359,200				
	116	295,500	326,600	359,600				
	117	295,800	326,800	360,000				
	118	296,100	327,100	360,400				
	119	296,400	327,500	360,900				
	120	296,700	327,700	361,400				
	121	297,000	327,900	361,800				
	122	297,400	328,200	362,300				
	123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300					
125	298,300	329,000	363,600					
126	298,500	329,300						
127	298,800	329,700						
128	299,200	329,900						
129	299,400	330,100						
130	299,700	330,300						
131	300,100	330,700						
132	300,500	330,900						

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	133	300,700	331,200					
	134	301,000	331,600					
	135	301,400	332,000					
	136	301,700	332,400					
	137	301,900	332,700					
	138	302,200	333,100					
	139	302,600	333,500					
	140	302,900	333,900					
	141	303,100	334,200					
	142	303,500	334,600					
	143	303,900	334,900					
	144	304,200	335,300					
	145	304,400	335,600					
	146	304,600	336,000					
	147	304,900	336,400					
	148	305,300	336,800					
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	149	305,500	337,100					
	150	305,700	337,500					
	151	306,000	337,900					
	152	306,300	338,300					
	153	306,700	338,600					
	154	306,900						
	155	307,100						
	156	307,400						
	157	307,700						
	158	308,000						
	159	308,300						
	160	308,600						
	161	309,000						
	162	309,300						
	163	309,600						
	164	309,900						
	165	310,300						
	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表  
ア 大学教育職給料表

職員の分 区	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	233,100	290,700	335,600	410,200
	2	235,400	293,300	338,500	412,500
	3	237,600	295,700	341,500	414,600
	4	239,600	298,000	344,500	416,700
	5	241,700	300,300	347,400	418,600
	6	243,400	302,600	349,800	421,000
	7	245,100	304,700	352,300	423,200
	8	246,900	306,900	354,700	425,500
	9	249,000	309,200	357,200	427,200
	10	251,300	311,600	359,800	429,700
	11	253,600	314,000	362,400	431,900
	12	255,600	316,400	365,200	434,100
	13	257,700	318,700	367,800	435,500
	14	260,100	320,700	369,500	437,700
	15	262,400	322,700	371,700	439,900
	16	264,700	324,400	373,900	442,200
	17	266,600	326,400	375,600	444,300
	18	269,400	328,200	377,600	446,600
	19	272,200	330,000	379,600	448,800
	20	274,900	331,700	381,400	451,100
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	21	277,600	333,100	383,200	453,100
	22	280,200	335,500	384,700	455,400
	23	282,700	337,600	385,900	457,800
	24	285,100	339,800	387,100	460,100
	25	287,500	341,600	388,200	462,100
	26	290,000	343,500	389,900	464,200
	27	292,400	345,600	391,600	466,300
	28	294,900	347,700	393,300	468,400
	29	297,300	349,600	395,000	470,400
	30	299,600	351,500	396,600	472,700
	31	301,800	353,300	398,000	474,900
	32	304,000	355,000	399,300	476,800
	33	306,200	356,900	400,900	478,700
	34	308,400	358,500	402,500	480,800
	35	310,900	360,000	404,000	483,000
	36	313,100	361,400	405,700	485,000
	37	315,400	362,800	406,800	487,100
	38	316,700	364,800	408,300	489,100
	39	318,300	366,700	409,800	491,000
	40	319,700	368,400	411,000	492,900
	41	321,100	370,100	411,900	494,900
	42	321,500	371,900	413,500	496,800
	43	321,900	373,500	415,000	498,500
	44	322,300	374,900	416,600	500,400

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	45	322,900	376,600	417,900	502,300
	46	323,400	378,300	419,400	504,100
	47	324,200	379,800	420,800	505,900
	48	325,000	381,300	422,300	507,700
	49	325,600	382,800	423,600	509,400
	50	326,300	384,400	424,800	511,100
	51	327,000	385,900	426,100	512,900
	52	327,700	387,500	427,300	514,800
	53	328,700	388,600	428,000	516,300
	54	329,400	390,100	428,900	517,900
	55	329,800	391,500	429,800	519,600
	56	330,400	393,100	430,700	521,200
	57	330,800	394,400	431,500	522,800
	58	331,500	395,800	432,400	524,100
	59	332,200	397,100	433,300	525,400
	60	332,800	398,400	434,100	526,600
	61	333,500	399,600	434,800	527,800
	62	334,400	401,000	435,700	528,800
	63	335,300	402,400	436,700	529,800
	64	336,100	403,800	437,600	530,800
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	65	336,800	404,800	438,500	531,400
	66	337,800	405,900	439,400	532,300
	67	338,500	406,900	440,400	533,200
	68	339,500	408,000	441,300	534,100
	69	340,100	408,900	442,300	535,000
	70	341,000	409,700	443,300	535,800
	71	341,900	410,500	444,200	536,500
	72	342,800	411,200	445,200	537,000
	73	343,100	411,900	446,200	537,700
	74	344,100	412,800	447,100	538,200
	75	345,100	413,600	448,000	539,000
	76	346,100	414,300	449,000	539,600
	77	347,100	414,900	449,800	540,100
	78	348,000	415,300	450,300	
	79	348,900	415,600	451,000	
	80	349,800	415,900	451,600	
	81	350,700	416,200	452,400	
	82	351,600	416,500	453,100	
	83	352,500	416,700	453,400	
	84	353,400	417,000	454,000	
	85	354,000	417,200	454,400	
	86	354,600	417,500	454,700	
	87	355,200	417,800	455,000	
	88	355,800	418,100	455,300	



職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	89	356,300	418,300	455,600	
	90	356,700	418,600		
	91	357,100	418,900		
	92	357,500	419,200		
	93	357,900	419,400		
	94	358,300	419,700		
	95	358,800	420,000		
	96	359,200	420,300		
	97	359,800	420,500		
	98	360,300	420,800		
	99	360,700	421,100		
	100	361,200	421,300		
	101	361,600	421,500		
	102	362,100	421,800		
	103	362,400	422,100		
	104	362,800	422,300		
	105	363,300	422,500		
	106	363,700			
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	107	364,200			
	108	364,700			
	109	365,100			
	110	365,600			
	111	366,100			
	112	366,500			
	113	366,900			
	114	367,300			
	115	367,800			
	116	368,200			
	117	368,600			
	118	369,000			
	119	369,500			
	120	369,900			
	121	370,200			
	122	370,600			
	123	371,100			
	124	371,400			
	125	371,800			
	126	372,300			
	127	372,800			
	128	373,200			
	129	373,600			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 283,800	円 294,800	円 316,800	円 401,000

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 給料号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	475,400
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	476,100
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	476,800
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	477,400
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	478,100
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	478,800
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	479,500

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	249,700	304,700	362,800	412,100	480,100
	46	250,900	306,800	364,700	413,400	
	47	252,100	309,000	366,600	414,900	
	48	253,100	311,200	368,500	416,400	
	49	254,200	313,300	370,100	418,000	
	50	255,500	315,600	371,900	419,400	
	51	256,700	317,800	373,800	421,000	
	52	258,000	319,900	375,800	422,500	
	53	259,100	322,000	377,600	424,200	
	54	260,300	323,500	379,400	425,700	
	55	261,600	325,000	381,100	427,300	
	56	262,600	326,500	382,700	428,900	
	57	263,700	328,200	384,200	430,400	
	58	264,400	330,200	385,800	431,900	
	59	265,400	332,200	387,400	433,100	
	60	266,400	334,100	389,000	434,300	
	61	267,300	335,900	390,200	435,500	
	62	268,100	337,900	391,600	436,800	
	63	268,900	339,900	393,000	438,100	
	64	269,700	341,800	394,300	439,300	
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	65	270,800	343,500	395,500	440,500	
	66	272,100	345,500	396,700	441,700	
	67	273,400	347,500	398,000	442,900	
	68	274,700	349,500	399,300	444,100	
	69	275,900	351,300	400,600	445,300	
	70	277,100	353,200	401,900	446,500	
	71	278,300	355,100	403,300	447,700	
	72	279,500	357,000	404,500	448,900	
	73	280,500	358,600	405,700	450,000	
	74	281,500	360,500	407,100	450,600	
	75	282,500	362,300	408,500	451,100	
	76	283,400	364,200	409,800	451,600	
	77	284,300	366,000	411,000	452,100	
	78	285,200	367,700	412,200		
	79	286,100	369,300	413,500		
80	287,000	370,900	414,900			
81	287,800	372,300	416,200			
82	288,900	373,800	417,400			
83	289,900	375,200	418,400			
84	290,900	376,500	419,600			
85	291,900	377,600	420,800			
86	292,900	379,000	422,000			
87	293,900	380,400	423,200			
88	294,900	381,700	424,200			

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	296,000	382,900	425,300		
	90	297,100	384,200	426,300		
	91	298,200	385,300	427,300		
	92	299,200	386,500	428,300		
	93	299,700	387,700	429,200		
	94	300,700	388,800	430,000		
	95	301,800	390,000	430,800		
	96	303,000	391,200	431,600		
	97	304,000	392,600	432,400		
	98	305,100	393,600	432,800		
	99	306,100	394,600	433,200		
	100	307,100	395,600	433,600		
	101	307,900	396,500	434,000		
	102	309,000	397,500	434,300		
	103	310,000	398,600	434,600		
	104	311,000	399,700	434,800		
	105	311,600	400,400	435,100		
	106	312,500	401,300	435,400		
	107	313,300	402,200	435,700		
	108	314,100	403,100	435,900		
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	109	314,800	403,900	436,100		
	110	315,200	404,800	436,400		
	111	315,600	405,600	436,700		
	112	316,100	406,400	436,900		
	113	316,600	407,000	437,100		
	114	317,000	407,700	437,400		
	115	317,500	408,400	437,700		
	116	317,900	409,100	437,900		
	117	318,400	409,700	438,100		
	118	318,900	410,200			
	119	319,300	410,600			
	120	319,800	411,000			
	121	320,300	411,300			
	122	320,700	411,600			
	123	321,200	411,900			
	124	321,700	412,100			
	125	322,300	412,300			
	126	322,600	412,600			
	127	322,900	412,900			
	128	323,200	413,100			
	129	323,400	413,300			
	130	323,700	413,600			
	131	324,000	413,900			
	132	324,300	414,100			

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	133	324,500	414,300			
	134	324,700	414,600			
	135	324,900	414,900			
	136	325,200	415,100			
	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700				
	147	328,000				
	148	328,300				
	149	328,500				
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考(一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員並びに県立の中学校に勤務する職員で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校において当該高等学校の教科を担当するものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額又は基準給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ウ 中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 給号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	451,000
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	451,500
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	452,000
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	452,500
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	453,000
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	453,500
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	454,000

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	249,100	282,000	360,700	382,000	454,500
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	455,000
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	455,500
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	456,000
	49	253,800	290,300	366,300	387,900	456,500
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	
	53	258,500	296,800	372,300	393,300	
	54	259,900	298,800	373,800	394,600	
	55	260,900	300,700	375,300	395,700	
	56	261,900	302,700	376,700	396,800	
	57	262,900	304,700	378,100	398,000	
	58	263,900	306,800	379,500	399,200	
	59	264,900	309,000	380,800	400,400	
	60	265,900	311,200	382,100	401,600	
	61	266,800	313,300	383,000	402,700	
	62	267,500	315,600	384,200	403,700	
	63	268,200	317,800	385,300	405,000	
	64	268,800	319,900	386,400	406,200	
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	65	269,500	322,000	387,200	407,400	
	66	270,700	323,500	388,300	408,500	
	67	271,800	325,000	389,300	409,600	
	68	272,900	326,500	390,300	410,700	
	69	274,200	328,200	391,400	411,700	
	70	275,600	330,200	392,400	412,900	
	71	276,800	332,200	393,500	414,100	
	72	278,000	334,100	394,600	415,300	
	73	278,800	335,900	395,600	415,900	
	74	279,700	337,900	396,700	416,700	
	75	280,700	339,800	397,800	417,400	
	76	281,700	341,700	398,800	417,900	
	77	282,600	343,400	399,700	418,200	
	78	283,600	345,200	400,600	418,600	
	79	284,700	346,900	401,600	419,000	
	80	285,500	348,600	402,600	419,400	
81	286,300	350,400	403,400	419,700		
82	287,100	352,100	404,200	420,100		
83	287,900	353,500	404,900	420,500		
84	288,700	355,100	405,700	420,800		
85	289,600	356,300	406,400	421,100		
86	290,400	357,900	407,200	421,500		
87	291,100	359,400	407,900	421,900		
88	291,900	360,900	408,600	422,200		

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	292,800	362,200	409,200	422,500	
	90	293,700	363,500	409,900	422,800	
	91	294,600	364,800	410,400	423,100	
	92	295,300	366,200	411,100	423,300	
	93	295,600	367,600	411,500	423,500	
	94	296,300	368,900	411,900	423,800	
	95	297,000	370,100	412,200	424,100	
	96	297,700	371,200	412,500	424,300	
	97	298,400	372,200	412,700	424,500	
	98	299,200	373,200	413,000	424,800	
	99	300,000	374,200	413,300	425,100	
	100	300,700	375,100	413,500	425,300	
	101	301,400	375,900	413,700	425,500	
	102	301,800	376,900	414,000	425,800	
	103	302,200	377,800	414,300	426,100	
	104	302,600	378,700	414,500	426,300	
	105	302,800	379,500	414,700	426,500	
	106	303,100	380,400	415,000		
	107	303,400	381,300	415,300		
	108	303,600	382,200	415,500		
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	109	303,800	383,000	415,700		
	110	304,000	384,000	416,000		
	111	304,300	384,900	416,300		
	112	304,600	385,800	416,500		
	113	304,800	386,400	416,700		
	114	305,000	387,300	417,000		
	115	305,200	388,200	417,300		
	116	305,500	389,100	417,500		
	117	305,800	389,900	417,700		
	118	306,000	390,600			
	119	306,300	391,400			
	120	306,600	392,200			
	121	306,800	392,800			
	122	307,000	393,600			
	123	307,200	394,300			
	124	307,500	395,000			
	125	307,800	395,600			
	126		396,300			
	127		396,800			
	128		397,400			
	129		398,100			
	130		398,700			
	131		399,200			
	132		399,700			



職員の区分	職務の級 給号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	133		400,000			
	134		400,300			
	135		400,600			
	136		400,900			
	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
151		405,100				
152		405,300				
153		405,500				
154		405,800				
155		406,100				
156		406,300				
157		406,500				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する職員（高等学校等教育職給料表の適用を受ける者を除く。）に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額又は基準給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000